

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和7年11月6日

収支等命令者

佐賀県立唐津南高等学校長 岡本 竜太郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 品名及び数量 蒸気消毒機 1式
- (2) 物品の使用等 仕様書による
- (3) 入札条件等 入札条件書による
- (4) 納入期限 令和8年3月30日（月）
- (5) 納入場所 佐賀県唐津市神田字堤2629番地1
佐賀県立唐津南高等学校 用土室

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 県内企業（県内に本店を有する。県内に支店を有し、県内従業員比率が50%以上又は県内従業員数50人以上。誘致企業。）であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。

(6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

(7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(8) 入札参加届を提出していること。

3 入札参加資格を得るための申請方法

(1) 2の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望する者は、佐賀県所定の「入札参加資格認定申請書」様式に必要事項を記入のうえ(2)の部局へ直接持参して提出すること。

(2) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当

郵便番号840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

電話 0952-25-7194

電子メールアドレス soumu.jimu@pref.saga.lg.jp

(3) 申請書様式の入手先

佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当又は佐賀県ホームページ

(https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00326503/index.html)

4 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、別紙「入札参加届」及び「営業概要書」を令和7年11月13日(木)16時までに5の(4)まで持参、又は郵送すること。

なお、入札参加届を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した「入札辞退届」を書面で提出すること。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所等

ア 日 時 令和7年11月18日（火）午前11時00分

イ 場 所 佐賀県唐津市神田字堤2629番地1

佐賀県立唐津南高等学校 会議室

ウ 入札方法 入札は「入札書」により、本人又は代理人が持参すること。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。

(2) 入札条件書の交付方法

令和7年11月6日（木）から令和7年11月18日（火）まで佐賀県ホームページ
(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)に掲載する。

(3) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(4) 入札書の提出場所、契約に関する事務を担当する部局

佐賀県立唐津南高等学校 事務室

郵便番号847-0824

佐賀県唐津市神田字堤2629番地1

電話番号0955-72-4123

電子メールアドレス karatsuminamikoukou@pref.saga.lg.jp

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号により免除する。

イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行なった者

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 一人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者（代理人が入札する場合は委任状を提出すること）

カ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

キ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

ク 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者

ケ 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者

コ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

（4）入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

（5）契約書作成の要否 要

（6）落札者の決定方法

ア 入札金額が入札書比較価格（税抜きの予定価格）以下で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととする。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

エ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め2回を限度）を行う。

（7）詳細は、「入札条件書」及び佐賀県財務規則による。

（8）代金支払の方法

検査完了後、適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

（9）問い合わせ先

5の（4）に記載のとおり